



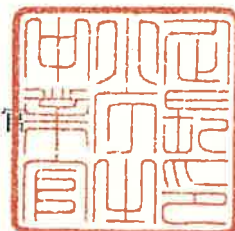
公 取 企 第 7 2 号
20200908中庁第1号
令和2年10月1日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中 小 企 業 庁 長 官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

令和2年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

記

1 下請取引適正化推進講習会の実施

全国（32会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する（詳細は受講者募集要領を参照。）。

2 各種媒体による広報

新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(1) 政府広報等

公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ、新聞（一般紙、業界紙）

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌

3 ポスターの掲示

公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03(3581)3375 (直通)

中小企業庁事業環境部取引課

電話 03(3501)1732 (直通)

令和2年度「下請取引適正化推進講習会」について

(受講者募集要領)

公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請取引を行う事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 集合・対面方式等

ア 一般公募

(ア) 公募方法

公正取引委員会のホームページ、都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

(イ) 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会のホームページから申し込むものとする。

イ 案内状による募集

(ア) 募集方法

講習会の対象となる事業者に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

(イ) 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会のホームページから申し込むものとする。

ウ その他

(ア) 本年度の講習会開催地、開催日時、申込先等は別紙のとおりとする。

(イ) 1事業者当たりの申込人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。

(ウ) 講習会の対象は、下請法の適用対象となる事業者（物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、下請法の適用対象とならない。

(エ) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(オ) 講習会の参加費は無料とする。

(カ) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

(キ) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。

(2) インターネットを活用したオンライン形式

詳細は中小企業庁のホームページに後日掲載。

令和2年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	申込先
北海道	11月12日(木) 13:30～16:00	北海道帯広市西4条南13-1 とかちプラザ 4階 講習室402	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務局 北海道事務所下請課 TEL 011 (231) 6300(代) FAX 011 (261) 1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
	11月20日(金) 13:30～16:00	北海道室蘭市東町4-29-1 室蘭市中小企業センター 3階 大会議室	
秋田県	11月13日(金) 13:30～16:30	秋田市八橋南2-10-16 秋田県JAビル 9階 大ホール	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務局 東北事務所下請課 TEL 022 (225) 8420(直) FAX 022 (261) 3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
山形県	11月26日(木) 13:30～16:30	山形市木の実町12-37 大手門パルズ 3階 霞城	
福島県	11月19日(木) 13:30～16:30	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 4階 多目的ホールAB	
茨城県	11月18日(水) 13:30～16:30	茨城県水戸市宮町1-7-20 ホテルテラスザガーデン水戸 3階 シーブリーズ	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03 (3581) 3375(直) FAX 03 (3581) 1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
東京都	11月10日(火) 13:30～16:30	東京都品川区西五反田7-22-17 TOCビル 13階 130～135	
	11月12日(木) 13:30～16:30		
	11月16日(月) 13:30～16:30	東京都品川区西五反田6-6-19 TOC五反田メッセ M2・M3	
	11月24日(火) 13:30～16:30		
神奈川県	11月5日(木) 13:30～16:30	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 おしどり・くじゃく	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務局 中部事務所下請課 TEL 052 (961) 9424(直) FAX 052 (971) 5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
新潟県	11月20日(金) 13:30～16:30	新潟市中央区万代島6-1 朱鷺メッセ(TOKI MESSE) 国際会議室	
山梨県	11月26日(木) 13:30～16:30	甲府市丸の内1-1-17 ベルクラシック甲府 エリザベート	
富山県	11月18日(水) 13:30～16:30	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター 2階 大ホール	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176(直) FAX 06 (6943) 7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
石川県	11月17日(火) 13:30～16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 本館3階 第5研修室	
静岡県	11月20日(金) 13:30～16:30	静岡市葵区黒金町5-1 静岡労政会館 6階 ホール	
愛知県	11月2日(月) 13:30～16:30	名古屋市中区熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 1号館4階 レセプションホール	
大阪府	11月5日(木) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウィーナ大阪 4階 金剛の間	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 中国支所下請課 TEL 082 (228) 1501(代) FAX 082 (223) 3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
	11月11日(水) 13:30～16:30		
和歌山県	11月13日(金) 13:30～16:30	和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館 5階 大会議室	
福井県	11月25日(水) 13:30～16:30	福井市手寄1-4-1 福井市地域交流プラザ(AOSSA 6階) 研修室607	
兵庫県	11月20日(金) 13:30～16:30	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 2階 大ホール	
鳥取県	11月19日(木) 3:30～16:30	鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)5階 講義室	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 公正取引委員会事務局 四国支所下請課 TEL 087 (811) 1758(直) FAX 087 (811) 1761 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
島根県	11月20日(金) 13:30～16:30	松江市朝日町478-18 松江テルサ 4階 大会議室	
山口県	11月26日(木) 13:30～16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館 5階 第1研修室	
愛媛県	11月11日(水) 13:30～16:30	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032(直) FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
高知県	11月13日(金) 13:30～16:30	高知市本町5-3-20 高知共済会館 3階 大ホール「桜」	
福岡県	11月9日(月) 13:30～16:30	福岡県北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 大セミナー ルーム	
	11月18日(水) 13:30～16:30		
佐賀県	11月27日(金) 13:30～16:30	佐賀市日の出1-21-10 佐賀市文化会館 3階 大会議室	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032(直) FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 https://www.jftc.go.jp/
熊本県	11月4日(水) 13:30～16:30	熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル 9階 くまもと県民交流館パレア 会議室1	
宮崎県	11月13日(金) 13:30～16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館 10階 大会議室	

11 月は下請取引適正化推進月間です

令和2年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉

11 月は下請取引適正化推進月間です。全国（32 会場）において、下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催するほか、公正取引委員会（本局及び地方事務所等）や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会		中小企業庁	
取引部企業取引課 03-3581-3375		事業環境部取引課 03-3501-1732	
(ホームページ https://www.jftc.go.jp/)		(ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/)	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-700-2251
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-589-0170
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5745
四国支所	087-811-1758	四国経済産業局	087-883-6423
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部		沖縄総合事務局経済産業部	098-866-1755
公正取引室	098-866-0049		

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的に下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善
- 発注内容の明確化、発注方法の改善
- 下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進
- その他下請中小企業の振興のため必要な事項（下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、知的財産の取扱いについて など）

〔叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉〕

～11月 は下請取引適正化推進月間です～

公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称下請法）及び下請中小企業振興法（通称下請振興法）の普及啓発を図っています。

下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>)
又は中小企業庁のホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/>)
を御参照ください。